

●問い合わせ

人権・同和対策課 (☎85-7133)

田川市
人権教育・啓発→
基本計画を公開中



人権・同和対策課→
Facebookページ



1月の最終日曜日は「世界ハンセン病デー」です

本名を名乗ることはできない。
家族と暮らすことはできない。
療養所以外での生活は認められない。
子どもを産むことは許されない。
故郷の墓に入ることはできない。

これらのことは、国の誤った隔離政策により、ハンセン病患者が受けた人権侵害の一部です。ハンセン病とは「らい菌」が引き起こす感染症の一種で、感染力は弱く完治する病気です。しかし、体の一部が変形するなど、見た目の変化を伴うことから、患者は差別の

対象とされました。そして、今も根強い差別が続いています。終わりのない差別の原因は過去も現在も同じ。一人ひとりの無理解や偏見、そしてそれを許す社会の存在があるのではないのでしょうか。正しく知り、相手の立場に立って考える想像力をもち、同じ過ちを繰り返さないことが、差別のない社会を作っていくために必要です。